

人々は、個人ごとにさらには世帯内において複雑に絡んだ複合的困難を前に、支援を求めたり互いにつながるより、自分はよほど運が悪いものと立ち竦んでしまう。役所を訪れても窓口をたらいまわしされるうちに諦めの心境になる。自助や自己責任を求める「空気」が充ちまっているという現実も連帯を困難にしている。

### 進む孤立

二〇一四年九月に千葉県銚子市で、県営住宅の家賃を滞納し立ち退きを命ぜられた母子世帯の四四歳の母親が、先行きに絶望し中学三年生の娘と無理心中を図り絞殺してしまうという事件があった。強制執行の朝に県の職員が住宅に入ると、母親は体操着の鉢巻きで娘の首を絞めてしまっていた。

母親は前夫の借金の返済のために、自分の名義でも金を借りており、実家とも行き来がなくなっていた。元夫の養育費の支払いが止まった二〇一二年一月ごろから家賃を滞納するようになったが、さらに娘の公立中学校進学に際して、ヤミ金融から借入れをしたことが決定的となった。母親は、制服や体操着などの費用として社会福祉協議会から限度額の二二万五〇〇〇円を借りたが、それでは足りなかったのである。ヤミ金融の取り立ては苛烈で、精神的にも追

い詰められていった。

母親は、市の給食センターでパートとして働いていたが、時給八五〇円で学校の休み期間は仕事になかったにもかかわらず、上司から「ダブルワークはだめ」といわれていた。賃金に加えて、児童扶養手当や就学援助などと併せて、一四万円ほどの収入があったとされるが、月によつては大幅に下回った。

一万二八〇〇円の家賃は、千葉県の減免制度を利用すれば、さらにずっと低額にできた可能性があったが、こうした情報はこの母子世帯にもたらされていなかった。

この母子世帯が直面した問題は、多重債務、雇用問題、心身の状況などたしかに複合的であるが、決して特殊ではない。このような困難の連鎖は、どこでも起こりうることである。だが、県の住宅局をはじめ、市の保険年金課、福祉課、子育て支援課など、この母子と関わった行政部局のいずれもがこの世帯の状況を客観的に把握していなかった。

県の住宅局は、公営住宅を所管する以上、低所得者の状況に配慮するべきであったが、住宅局もまた、この世帯を家賃未納世帯としてしか扱わず、二〇一三年七月には明け渡し訴訟を提起した。立ち退き命令が母親を決定的に追い詰めることになったことは想像に難くない。

他方で、この母親もまた、積極的にSOSを発信することはなかった。この母親の裁判を傍